

令和2年 11月

近畿ブロック発注者協議会の運営

令和 2年 11月
近畿地方整備局



1. 令和2年度近畿ブロック発注者協議会実施体制
2. 近畿ブロック地域発注者協議会 成果
3. 令和2年度近畿ブロック発注者協議会スケジュール

照会事項①

4. 近畿ブロック発注者協議会 指標及び目標値(案)

照会事項②

5. 令和2年度近畿ブロック発注者協議会重点取組テーマ(案)

令和2年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

■近畿ブロック発注者協議会の構成図

■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

連携

■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

運営分科会

工事検査
分科会（H28.4設置）

分科会

分科会

分科会

分科会

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

○全国統一指標、発注見通しの統合公表の取組状況ともに改善

◆成果

■全国統一指標（平成29年度より）

①適正な予定価格の設定

- 最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

65% (H29.7) → 95% (R2.2)

- 最新単価を用いて積算を実施

77% (H29.7) → 91% (R2.2)

②適切な設計変更

- 設計変更ガイドラインを策定、活用

19% (H29.7) → 55% (R2.2)

③施工時期の平準化（件数）

- 平準化率0.6以上の機関数

46% (H29.7) → 49% (R1.6)

■発注見通しの統合公表（平成29年7月より）

- 参加団体の割合

5% (H30.9) → 100% (R1.7)

◆近畿地方整備局の取組

- 地域発注者協議会への地整職員の出席
具体的な課題等の把握を行うとともに、積極的に情報提供や意見交換を実施
- 近畿ブロック発注者協議会にあわせ局長と参加市町村長との意見交換会を開催
- 地整工事検査への自治体職員の臨場
H30 7工事（府県11名、市町村3名）
- 自治体総合評価審査委員へ地整職員の派遣
自治体からの依頼に応じ、管内事務所から職員を委員として派遣
- 自治体への出前講座の実施
H30 53名派遣（32府県、21市町村）

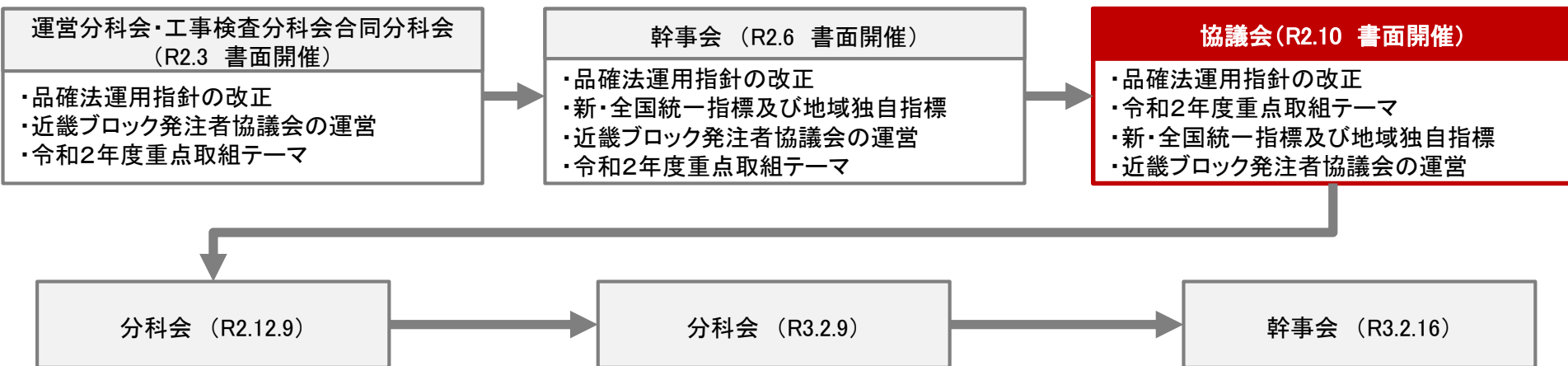


《和歌山県地域発注者協議会の開催状況》

令和2年度近畿ブロック発注者協議会スケジュール

	平成31年度・令和元年度				令和2年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会		☆8/6					☆10月(書面)	
・幹事会		☆7/13	☆10/18			☆7月(書面)		☆2/16
・運営分科会	☆5/18			☆3月(書面)			☆10/14	☆12/9 ☆2/9
・工事検査分科会	☆5/18			☆3月(書面)				
各府県地域発注者協議会								
・福井県		☆8/19協	☆10/30協				☆10/28分	
・滋賀県	☆5/27協	☆8/9分	☆11/7分	☆1/24分		☆9/14分		
・京都府		☆7/30協	☆10/28幹	☆2/27分			☆10月下旬 協(書面)	
・大阪府		☆8/2協	☆10/31協				☆協 時期未定(書面)	
・兵庫県		☆8/5分	☆10/31協	☆2/7分			☆分・協 時期未定	
・奈良県		☆8/8分	☆10/31協				☆協 時期・開催方式未定	
・和歌山県	☆5/13幹、5/24協 ☆7/18幹		☆10/29幹		☆4-6月協・幹(書面)			

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会



照会事項①

近畿ブロック発注者協議会 指標及び目標値(案)

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

新・全国统一指標

1. 【地域平準化率（施工時期の平準化）】

地域平準化率（施工時期の平準化） 工事及び業務

工事については国等・府県・市町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率を指標とする。

（地域ブロック単位・府県域単位で公表）

業務については国等・府県・政令市の全ての業務の第4四半期履行期限設定割合を指標とする。

（地域ブロック単位・府県域単位で公表）

※コリンズ(工事)、テクリス(業務)データより算出。

2. 【週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）】

週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・府県・政令市の全ての工事に対する週休2日対象工事の設定割合を指標とする。

（地域ブロック単位・府県域単位で公表）

※入札契約適正化法等に基づく実態調査データより算出。

3. 【低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）】

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策） 工事及び業務

府県・市町村の価格競争で発注する全ての工事に対する低入札価格調査基準又は

最低制限価格の設定割合を指標とする。（府県域単位で公表）

※入札契約適正化法等に基づく実態調査データより算出。

地域独自指標

4. 【適切な設計変更（ガイドライン策定・活用状況）】

設計変更にかかるガイドライン策定・活用状況 工事

府県・市町村の設計変更に係るガイドラインの策定・活用状況を指標とする。

※地方整備局実施アンケートより算出。

各指標の目標値(案)①

1. 目標値設定基本方針

以下の基本方針に従って、各指標の目標値を設定する。また、各目標値に対する実績値を毎年が発注者協議会等で公表する。

- (地域ブロック) : 全国平均と基準値(R1実績値)を比較し、基準値が全国平均未満であれば、全国平均を目標値とし、基準値が全国平均以上であれば、基準値以上を目標値とする。
- (各機関) : 府県域内の国等、都道府県、政令市及び市区町村の各全国平均未満の機関は各全国平均以上を目標値とし、各全国平均以上の機関は基準値^{*1}以上を目標値とする。

※1 平準化率の基準値の算出時期が毎年4月から6月となり、当年の平準化率をさげるのは困難となるため、平準化率については、当年の平準化率の目標値は、前々年の基準値から設定する。(例 R2の平準化率の目標値の場合、H30の基準値を用いて設定)

(事例) 地域平準化率 (施工時期の平準化)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数)}}{\text{(年度の平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

4~6月稼働件数の平均

各月稼働件数の年度平均

4~6月期の平均稼働件数(2件)

年度の平均稼働件数(2.75件)

2. 各指標の目標値

(1) 【地域平準化率（施工時期の平準化）】 <新・全国统一指標>

地域平準化率（施工時期の平準化） 工事

- ・(地域ブロック単位) 目標値： 全国平均が**0.71**であり、基準値(**0.72**)以上を目標値とする。

地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.72	北海道
東北	0.73	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山形県、福島県
関東	0.68	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.70	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	沖縄県

全国平均(地域ブロック) : 0.71 < 0.72 (近畿ブロック) → 目標値 0.72以上となる。

・(各機関単位) 以下のとおり目標値を設定する。

目標値： 各機関毎に基準値が全国平均(※)未満であれば、
全国平均(※)以上。基準値が全国平均(※)以上であれば、
基準値以上とする。

※各機関毎の全国平均値

国(特殊法人等含)	0.83	都道府県	0.76
政令市	0.70	市区町村	0.63

機関名		実績値	目標値
国(特殊法人等含)	全国平均	0.83	
	国土交通省 近畿地方整備局	0.74	0.83
	本州四国連絡高速道路(株)	0.94	0.94
都道府県	全国平均	0.76	
	滋賀県	0.75	0.76
	京都府	0.81	0.81
政令市	全国平均	0.70	
	京都市	0.69	0.70
	堺市	0.80	0.80
市区町村	全国平均	0.63	
	兵庫県明石市	0.62	0.63
	滋賀県大津市	0.82	0.82

各指標の目標値(案)④

地域平準化率(履行期限の分散) 業務

- ・(地域ブロック単位) 目標値: 基準値が**0.52**であり、全国平均(**0.51**)以下を目標値とする。
- ・(各機関単位) 目標値: 各機関毎に以下のとおり目標値を設定する。
 基準値が各全国平均(※)以下であれば、基準値以下を目標値とする。
 基準値が各全国平均(※)超過していれば、全国平均(※)以下を目標値とする。

※各機関毎の全国平均値

国(特殊法人等含) **0.58** 都道府県 **0.48**
 政令市 **0.55**

地域ブロック	第4四半期納期率	対象範囲
北海道	0.68	北海道
東北	0.53	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.51	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.47	新潟県、富山県、石川県
中部	0.48	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.52	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.48	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.47	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.47	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.55	沖縄県

全国平均(地域ブロック): 0.51 < 0.52(近畿ブロック) → 目標値 0.51以下となる。

(2) 【週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)】<新・全国统一指標>

週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

- ・(地域ブロック単位) 目標値: 基準値が**0.30**であり、全国平均(**0.32**)以上を目標値とする。
- ・(各機関単位) 各機関毎に以下のとおり目標値を設定する。
 目標値: 基準値が各全国平均(※)未満であれば、各全国平均(※)以上とする。
 基準値が各全国平均(※)以上であれば、基準値以上とする。

※各機関毎の全国平均値

国(特殊法人等含む)	0.60	都道府県	0.30
政令市	0.18		

地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.61	北海道
東北	0.35	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.26	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39	沖縄県

全国平均(地域ブロック): 0.32 > 0.30(近畿ブロック) → 目標値 0.32以上となる。

(3) 【低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ﾀﾝﾋﾞﾝｸﾞ対策)】 <新・全国統一指標>

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(適正な工期設定)

(各機関単位) 工事・業務とも各機関毎に以下のとおり目標値を設定する。

目標値： 基準値が各全国平均(※)未満であれば、各全国平均(※)以上とする。

基準値が各全国平均(※)以上であれば、基準値以上とする。

※各機関毎の全国平均値	(工事)	(業務)
都道府県	0.90	0.82
政令市	0.85	0.85
市区町村	0.78	-

$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注工事件数)}}$$

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用

※平成30年度工事実績

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

(4) 【適切な設計変更(ガイドライン策定・活用状況)】<地域独自指標>

府県・政令市はガイドラインの策定・活用が行われており、市町村について設定する。

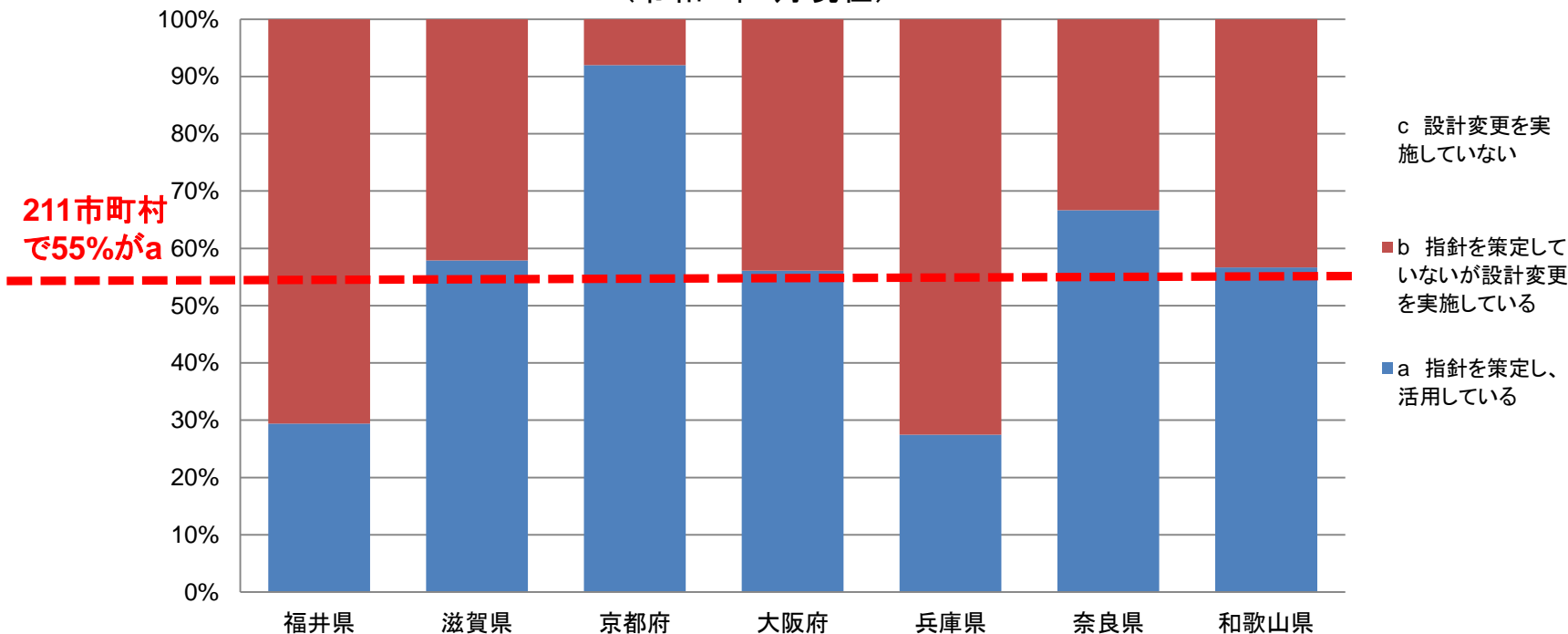
設計変更にかかるガイドライン策定・活用状況 工事

市町村の設計変更に係るガイドラインの策定・活用状況を指標とする。

(府県単位)工事 目標値： 府県単位の設定機関の割合について基準値が全国平均(0.34)以上であれば、基準値以上を目標値とし、全国平均(0.34)未満であれば、全国平均を目標値とする。

近畿ブロック内の設計変更ガイドライン策定状況

(令和2年2月現在)



各指標の令和6年度目標値(案)について

各指標の令和6年度目標値(案)①

1. 令和6年度目標値設定基本方針

以下の基本方針に従って、各指標の令和6年3月31日時点の目標値を設定する。

新全国統一指標

1. 【地域平準化率】

府県域内の国等、都道府県、政令市及び市区町村の令和2年度協議時点の基準値(以下、「基準値」という)が、令和2年度協議時点全国平均(以下、「全国平均」という)未満の機関は全国平均以上となり、全国平均以上の機関は基準値以上となるものとして設定した場合に算出される数値(R2目標値)に、上記により算出された近畿ブロックのR2目標値と近畿ブロックの基準値の差の2分の1を加えた(又は、減じた)ものを、令和6年度の目標値として設定する。

2. 【週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)】

改正労働基準法が令和6年4月に罰則付きの時間外労働規制が適用されることから、令和6年度の目標値は、原則として1.00と設定する。

3. 【低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)】

各機関とも、現状において高い水準であることから、令和6年度の目標値は、原則として1.00と設定する。

地域独自指標

4. 【適切な設計変更(ガイドライン策定・活用状況)】

地域のトップである京都府域の基準値(0.92)の小数第二位を切り捨てた0.90を令和6年度の目標値として設定する。

全国統一指標（基準値及び目標値）					地域独自指標
工事地域平準化率	週休2日の実施状況	工事ダンピング対策	業務第4四半期納期率	業務ダンピング対策	具体的な指標及び目標値
<u>基準値</u>	<u>基準値</u>	<u>基準値</u>	<u>基準値</u>	<u>基準値</u>	(工事)
近畿ブロック：0.72	近畿ブロック：0.30	福井県域：0.90	近畿ブロック：0.52	福井県域：1.00	・工事の適切な設計変更
福井県域：0.68	福井県域：0.03	滋賀県域：0.99	福井県域：0.51	滋賀県域：0.96	
滋賀県域：0.65	滋賀県域：0.83	京都府域：0.92	滋賀県域：0.51	京都府域：1.00	<u>基準値</u>
京都府域：0.73	京都府域：0.09	大阪府域：0.93	京都府域：0.49	大阪府域：1.00	福井県の市町村：0.29
大阪府域：0.67	大阪府域：0.36	兵庫県域：0.93	大阪府域：0.56	兵庫県域：0.99	滋賀県の市町村：0.58
兵庫県域：0.78	兵庫県域：0.71	奈良県域：0.90	兵庫県域：0.49	奈良県域：1.00	京都府の市町村：0.92
奈良県域：0.73	奈良県域：0.05	和歌山県域：0.96	奈良県域：0.53	和歌山県域：0.99	大阪府の市町村：0.56
和歌山県域：0.73	和歌山県域：0.05		和歌山県域：0.45		兵庫県の市町村：0.28
					奈良県の市町村：0.67
<u>目標値</u>	<u>目標値</u>	<u>目標値</u>	<u>目標値</u>	<u>目標値</u>	和歌山県の市町村：0.57
近畿ブロック：0.78	近畿ブロック：1.00	福井県域：1.00	近畿ブロック：0.46	福井県域：1.00	
福井県域：0.76	福井県域：1.00	滋賀県域：1.00	福井県域：0.46	滋賀県域：1.00	<u>目標値</u>
滋賀県域：0.74	滋賀県域：1.00	京都府域：1.00	滋賀県域：0.46	京都府域：1.00	福井県の市町村：0.90
京都府域：0.77	京都府域：1.00	大阪府域：1.00	京都府域：0.43	大阪府域：1.00	滋賀県の市町村：0.90
大阪府域：0.73	大阪府域：1.00	兵庫県域：1.00	大阪府域：0.47	兵庫県域：1.00	京都府の市町村：0.92
兵庫県域：0.82	兵庫県域：1.00	奈良県域：1.00	兵庫県域：0.46	奈良県域：1.00	大阪府の市町村：0.90
奈良県域：0.81	奈良県域：1.00	和歌山県域：1.00	奈良県域：0.46	和歌山県域：1.00	兵庫県の市町村：0.90
和歌山県域：0.78	和歌山県域：1.00		和歌山県域：0.43		奈良県の市町村：0.90
					和歌山県の市町村：0.90

照会事項②

令和2年度近畿ブロック発注者協議会重点取組テーマ(案)

令和2年度近畿ブロック発注者協議会重点取組テーマ(案)

府県名	取組テーマ	選定理由	目標とするレベル
福井県	工事関係書類の削減・簡素化	働き方改革に資する取り組みであるため。	2割削減(令和元年度比)
	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事を4週8休工事とする。
	工事評定の見直し	維持修繕工事は評定が低い傾向があり、受注意欲が高まるような評価項目の見直しが必要と思われる。	出来形の評価項目を別紙のとおり改正予定。
滋賀県	工事関係様式の統一化・標準化	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	管内全市町を対象に取組を進める。
京都府	ICT小規模施工の積算基準の設定	建設業界の働き方改革及び担い手確保の方策として情報通信技術の活用は重要な取組みであり、今後、府県市の施工数量に対応した積算基準の改定が必要と考えているため。	ICT小規模施工(土工500m ³ 以下)の積算基準の設定
	工事書類の統一化・簡素化	受発注者の負担軽減を図り、働き方改革に資する取組みと考えているため。	統一化・簡素化書類のさらなる拡大と市町村の参加
大阪府	週休2日(4週8休)の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取組と考えているため。	原則全工事を週休2日(4週8休)対象工事とする。
兵庫県	週休2日の促進	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事で4週8休取得率の向上を目指す。
	平準化の促進	「発注者の責務」である公共工事等の施工時期等の平準化を進める必要があるため。	全市町「さしすせそ」に取組む。 発注者協議会等で管理
奈良県	調査設計の品質確保の取組	品確法の改正に伴う取組事項に位置付けられているため	高度な技術を要する業務に対し、技術提案を求める
	調査設計の履行時期の平準化への取組	品確法の改正に伴う取組事項に位置付けられているため	上半期に集中する発注時期を平準化させる
和歌山県	建設工事に係る委託業務のダンピング対策	改正品確法により測量・設計等の委託業務も対象となったため	最新の国土交通省算出式を採用
京都市	週休2日の促進	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事で4週8休取得率の向上を目指す
大阪市	施工時期の平準化の取組	地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化を促し、公共工事の品質確保を図るうえで重要と考えているため。	更なる債務負担行為および余裕期間制度を活用し、5ヶ年を目標に国が示す参考指標の平準化率0.8を目指す。
	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事を対象とする週休2日モデル工事において、実施件数の向上をめざす
神戸市	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため	原則、全工事を週休2日対象工事とする (災害復旧工事等を除く)
堺市	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事を週休2日対象工事とする。

：週休2日の取組(7団体)，

：工事関係書類の統一化・簡素化(3団体)，

：工事・調査の平準化(3団体)

別紙-3.2

福井県 別紙

考查項目別運用表

(第三次評定者)

考查項目	a(+10)	a'(+7.5)	b(+5.0)	b'(+2.5)	c(0)	d(-10)	e(-20)
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ (土木工事) I. 出来形 加減点	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由:</p>						
	<p>※ ばらつきの判断は別紙-7参照。</p>						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価方法</p> <p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木・農林等の工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> </div>						

次の場合、従来はc評価で運用(加点なし)
⇒出来形のバラツキにならないので
50~80%として、評価(bかb')

- ①規格値が設計値以上
浚渫工・防食工...
- ②実測値を設計値とする場合
断面修復工・法面工...
- ③既成型枠使用の場合
消波ブロック・法枠工...

取り壊し工、残土運搬工等の出来形のない工事
⇒従来より評定なし

1. 重点取組テーマ(事務局案:①～④を重点取組テーマとする。)

①週休2日の促進

別添の評価指標を設定し、促進を図る。

②工事及び業務の平準化

工事の平準化率、業務の第4四半期工期設定割合を評価指標に設定し、推進する。

③適切な設計変更

ガイドライン策定や活用状況等を評価指標に設定し、推進する。

④工事関係書類の統一化・簡素化等

各機関の工事関係書類の状況を調査し、分科会の取組テーマとする。

□その他

上記以外の提案のあった「工事評定の見直し」、「ICT小規模施工の積算基準の設定」、「調査設計の品質確保の取組」、「建設工事に係る委託業のダンピング対策」については、提案者と調整しながら分科会の取組テーマとする。

2. 週休2日の促進

評価指標は以下のとおり

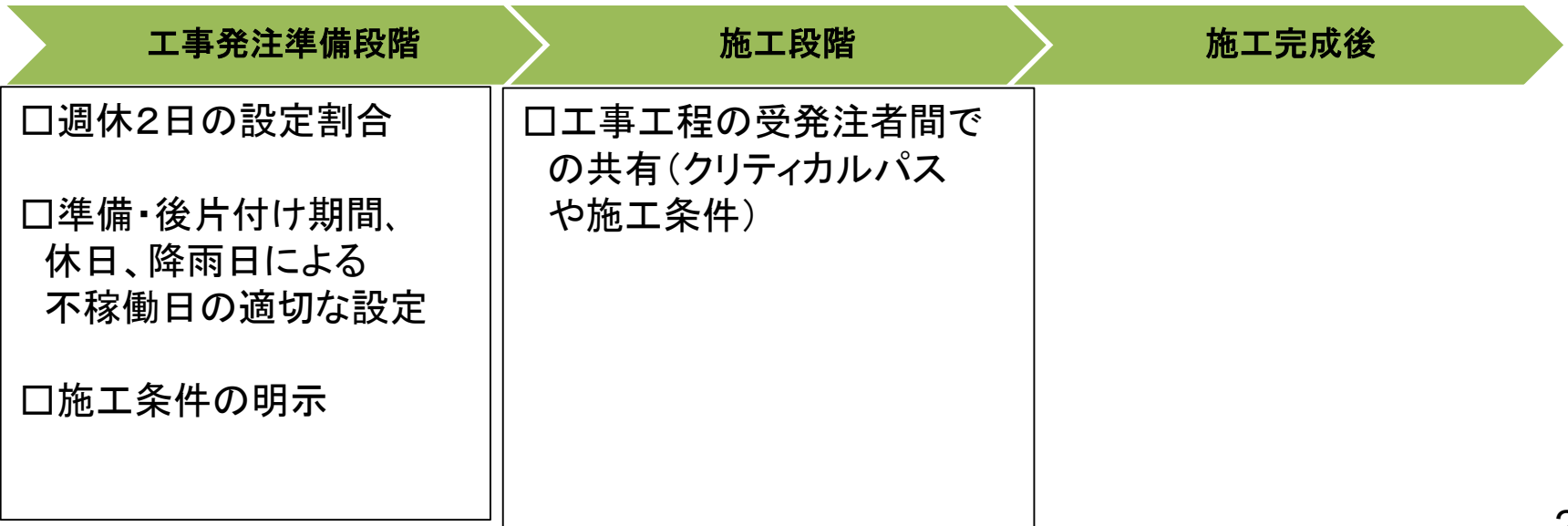
[工事発注準備段階]

- 評価指標1: 週休2日の設定割合
- 評価指標2: 準備・後片付け期間、休日・降雨日による不稼働日の適切な設定
- 評価指標3: 施工条件の明示

[施工段階]

- 評価指標4: 工事工程の受発注者間での共有(クリティカルパスや施工条件等)

各工程での配慮・取組事項



令和2年度 近畿ブロック発注者協議会 第21回幹事会 意見照会

意見照会項目	機関名	意見	回答
①近畿ブロック発注者協議会 指標（案）及び目標値（案） 【掲載箇所：資料－7 P 5～P 15】	兵庫県	・都道府県における目標値設定方針については意見なし。 ・市区町村の目標値については、自治体の規模（人口10万人以上など）や地域の状況で区分した目標値設定にできないか。区分後の目標値設定については、都道府県と同様の方法で意見なし。	目標値は提案の方法で進めたい。今後、自治体の規模や地域の状況などに応じた市区町村の目標値区分の必要性について分科会等で検討したい。
	和歌山県	・平準化について、500万円未満（コリンズではカウントされない）の工事が大半を占めるような県内市町村もあるため、一律の目標設定では達成が困難。	コリンズデータから抽出するので、500万円以上の工事を対象とならざるをえない。 全国指標であるため、今後、500万円以下の工事の取扱いについては本省と継続して議論していきたい。
	堺市	・地域平準化率の目標値は、当年の前々年度の基準値で算出するため、前々年度の基準値がたまたま高かった場合、当年の目標値が高くなってしまふ。したがって、採用する基準値は、過去数年の平均値としてはどうか。	今年度は直近の基準値を採用させていただきます。今後、基準値の取扱いについては、分科会等で検討していく。
	都市再生機構 西日本支社	・施工時期の平準化、適切な工期設定、ダンピング対策及び適切な設計変更について、当支社のみで実施判断が難しいところもあり、本社と情報共有しつつ検討してまいりたいと存じます。 施工時期の平準化については、建替住宅建設事業など事業スケジュールにより工事発注時期を決定しているものもあり、目標値に準じるのは難しいですが、保全工事等含めた全体での平準化に向けた取組みについて引き続き検討してまいりたいと存じます。 なお、率算定にあたってのコリンズデータ活用について、意見照会時資料に当支社の掲載がなかったことから、今後ご確認等させて頂ければと存じます。また、業務についてテクリスではなくパブディスに登録しているものもあることから、こちらにつきましても今後、ご確認等させて頂ければと存じます。	社内での検討をお願いします。 現在は全ブロックの共通の考え方として、テクリス登録データのみを対象としている。 今後の対応については、本省で検討中。
②令和2年度近畿ブロック発注者協議会重点取組テーマ（案） 【掲載箇所：資料－7 P 16～P 20】	奈良県	・週休2日の促進に関する評価指標について、本県では週休2日を押し進めるよう取り組んでいます、取り組み開始から間もないこともあり、施工段階における工事工程の記載内容にはバラツキが多くあります。したがって、現時点では評価指標を工事発注準備段階のみとし、週休2日工事がしっかりと定着した後に施工段階の評価指標を取り入れた方が良くと考えます。	近畿ブロックとしては各段階での評価指標を設定し推進を図っていきたい。なお、評価指標については今後、分科会等で検討したい。
	綾部市	【工事関係書類の統一化・簡素化】【工事評定の見直し】 ・発注規模に応じて選択できる様な整理をお願いしたい。（大規模・中規模・小規模など、設計金額の範囲で細分化）	具体的な取組内容について、今後、分科会等で検討している。
	福井県	・委託業務の履行期限は、第4四半期に設定せざるを得ないケースが多く、指標として厳しい。第1四半期の発注または契約割合を指標にできないか？ ・工事関係書類の様式を統一化するだけでなく、実質的な削減・簡素化になるよう提出不要な書類の洗い出し等が必要と考える。	全国統一指標の定義と同じとする。 業務の平準化について、年度末の第4四半期に作業が集中することが課題となっているため、履行期限の集中を避ける本指標を策定している。 工事関係書類の様式の統一化については、具体的な取組を今後、分科会等で検討したい。
	都市再生機構 西日本支社	・週休2日、工事及び業務の平準化、適切な設計変更のガイドライン策定、工事関係書類統一化等について、当支社のみで実施判断が難しいところもあり、本社と情報共有しつつ検討してまいりたいと存じます。	社内での検討をお願いしたい。